

改善措置の説明

平成 27 年 3 月 25 日

神戸市長 久元 喜造 殿

名 称	特定非営利活動法人兵庫県断酒会
所在地	神戸市長田区御蔵通 6-17
代表者	理 事 長 柏野 好央 前理事長 芦谷 眞隆



記

今まで当法人が尼崎市で運営していた、指定障害福祉サービス事業所「希望の里」及び「はなみずき」は平成 27 年 1 月 1 日付で尼崎市より指定取消となり、同日で廃止しました。定款から削除する手続きは平成 27 年 6 月を予定しています。

このことは当法人の代表者と役員一同は事業を行っているという自覚と責任感が大きく欠如し、管理・監督責任を果たしていなかったことが、指定取消に至るまでを招いたことだと深く反省し、理事会を複数回行った後、平成 27 年 3 月 14 日に臨時総会を行いました。

臨時総会で改善措置の一つとして、管理・監査体制の強化を図るため代表者を新たに選任し、役員を複数名入替え新体制に整えました。

二つ目として、今後二度と再発させないように役員数を増やし組織内部や運営方法への監視や監督の目を増やし、役員勉強会を設置します。

今後、努力と勉強を怠らず、私達法人も担わせて頂いている飲酒運転撲滅運動や、アルコール問題の相談、啓発活動に真摯に取り組んで参ります。

改善報告書と改善措置の説明文書は、特定非営利活動法人兵庫県断酒会ホームページに掲載すると共に、神戸市長田区御蔵通 6-17 特定非営利活動法人兵庫県断酒会事務所内にてどなたにでも閲覧頂けるよう備え置いています。

以上